

「地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令」の概要

公務上の災害の範囲にかかる改正

1 改正理由

○ 地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年九月一日自治省令第二十七号。以下「地公災規則」という。）第1条の2の規定に基づく公務上の災害の範囲については、地公災規則別表第1において具体的に定められている。

○ 業務上の疾病及び公務上の災害の範囲について、労働者災害補償保険制度及び国家公務員災害補償制度との均衡を図るため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

地公災規則別表第1を以下のとおり改正する。

- ・業務上の疾病の範囲を見直すもの
地公災規則別表第1第7号について
「オルトートルイジンにさらされる業務による膀胱がん」を追加する。

3 施行期日

平成31年4月10日